

令和5年第3回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和5年3月23日（木） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	沖田 行司	教育委員	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	坂田 耕	教育部理事	沢田 美亮
管理監(教育総務担当)	中西 美智代	管理監(学校教育担当)	栗田 一路
管理監(校務支援担当)	久田 三智子	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	教育研究所長	宮居 伝
幼児課長	増井 章恵	学校教育課参事	北川 守一
幼児施設課長	村田 修一	こども政策課長	小椋 学
子育て支援センター所長	西澤 久美子	学校教育課指導主事	安本 剛
事務局(教育総務課長補佐)	池元 貴之		

以上23名

開会

教育長

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から令和5年第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第2回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はありませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。それでは、「第2回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「篠原委員」と「沖田委員」に署名をお願いいたします。なお、今回の第3回定例会の会議録署名委員は、前回と同じになりますが「篠原委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは、次第に従いまして、「1報告」から進めさせていただきます。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。この3日間、世間はWBC一色で、日本が3大会ぶりに世界一を勝ち取ってくれました。チーム一丸となつての準決勝での劇的な逆転勝ちや決勝では、村上が打ち、ダルビッシュから大谷につなぎ、MLB最高と言われる右打者で大谷の同僚であるトラウトを最後フルカウントから空振りの三振に仕留めての優勝と、劇的という言葉以外、見つかりませんが、日

## 教育長

本が新しい年度を迎えるにあたって、これ以上なく元気づけられた思いです。

桜も各地からちらほらと咲いてきたということを聞きますが、今年は随分桜の花が咲くのが早く、とても入学式までは持たないという感じですが、そのような陽気になってきたというところでは。

教育委員の皆様、教育委員会事務局管理職の皆様には、小学校、中学校の卒業式に御臨席いただきありがとうございました。

マスク着用については、文科省や県からの考え方についての通知が、令和5年3月17日付けで届きましたので、それらを参考に本市としての考え方をまとめました。

本市としても児童生徒、保護者の考えを尊重しながらも、4月1日を境に、コロナ前に戻した通常の形式で新入生を迎えたいと思います。また、授業や給食、消毒等に対する考え方も従前の形に戻したいと考えています。

私は、先日もスーパーに立ち寄って買い物などをしたのですが、最初はマスクをせずに歩いていたのですが、店内のお客さんは、ほぼほぼマスクを着用されていて、マスクを着けずに過ごすことに息苦しさを感じ、途中からマスクを着けました。子どもたちへのマスク指導は本当に難しいと実感しました。

本日は、この定例会に引き続き、臨時会を開催し、教育委員会事務局の管理職の人事異動について協議いただきますが、今日は県の人事異動内示があり、布引小学校の安江校長が県教育委員会事務局のフローティングスクール所長に就任されることになりましたので、ここで御報告申し上げます。

コロナ禍にあって、フローティングスクールの運航は大変苦勞の連続であったかと思っております。そんな中、安江校長には所長に就任いただくことになるのですが、コロナ禍では宿泊を伴わない、日帰りでの運航となっていました。新年度からは宿泊に戻すという事が決定しているとのことです。

文字通り、難しいかじ取りになるかと思いますが、頑張ってくれるものと期待しているところです。

私からの報告は以上です。

続きまして、教育部長から報告をお願いします。

(教育部長報告)

## 教育部長

皆様、こんにちは。私からは3月議会での代表質問及び一般質問について御報告をいたします。

8日の代表質問では、廣田議員から市長に対し給食費無償化についての質問があり、市長からは、これまでの答弁と同様に受益者負担の原則により、給食費の無償化は考えていない旨の答弁をされました。

9日、10日の一般質問では、森田議員からは、がん教育についての質問があり、今年度全ての小学校と7中学校でがん教育を実施しており、がんに関する医学的な知識だけでなく、生活習慣の重要性など、より実生活に役立つ内容や、がん経験者からの話を聞くなど、がんを身近な問題として主体的に学べるよう工夫しているとお答えしています。

次に山本議員からは、学校給食での有機米導入とゲノム編集食品、人工肉及び昆虫食についての見解はどの質問があり、有機米導入については、現在本市では環境こだわり米を100%使用しており、安全性は確保しているものと判断しているため有機米導入は考えていないと

教育部長

お答えしています。ゲノム編集食品等の見解につきましては、将来予想される食糧不足に対応するため現在開発中の食材であるとの認識をもっているとお答えしています。

次に西崎議員からは、学童保育所のうち学校の空き教室等を利用している施設の管理区分はとの質問があり、学校と共用する施設は通常は学校管理であるが、学童開所時には学童保育所の管理となるとお答えしています。また共用施設を使用することに取り決めはあるのかとの質問には、学童保育所と学校、こども未来部長の三者で協定書を交わしているとお答えしています。

質問の趣旨としては学童と学校それぞれ所管する部が違うため運営上支障が出ているので、同じ部が所管すればともにスムーズな運営ができるのではないかとといった質問であると受け止めております。

学童保育所については、専用の施設で賄いきれない場合は、国の指針でも学校の空き教室等を最大限活用することとしており、これまでも使わなくなった給食調理場や空き教室、体育館の軽運動室など可能な限り、学童保育所に転用し活用していただいているところです。

空き教室を活用する場合は、トイレや廊下など共用する部分が出てきます。共用部分については、協定書により事故やトラブルを未然に防ぐとともに万が一そのようなことが発生したとしても責任の所在が明確になるよう運用しているところです。現行の制度上、教育施設である学校と保育施設である学童保育所を一体的に運営することは不可能であり、たとえ一つの部が両方を所管したとしても現状の運用方法以外には考えられず、議員が懸念されている問題の解決にはならないと考えています。組織の見直しが必要ではとの質問に対しても、副市長からは現時点では現行の枠組みの中で進め、両部が連携して利用者が過ごしやすい場所になるよう努めると答弁されています。

次に桜議員からは、DX関連の質問があり、教育部には不登校児童生徒の支援にメタバース（仮想空間）ソフトを使えないかとの質問があり、このことについては、現在文部科学省で実証実験が行われているため、そうした情報を得ながら支援ツールになり得るのか判断してまいりたいとお答えしています。また教育現場でAIソフトを使用することについての質問があり、AIソフトを使うには全ての情報が正しいとは限らないので情報の真偽を見極める力をつける必要があることやキーワード検索のスキルアップなど基礎的な能力を身に付けた上で使用することが大切であるとお答えしています。

16日には、福祉教育こども常任委員会が開催され、補正予算及び新年度予算の審議が行われ、各事業別に詳細にわたる質問をお受けしたところです。また、今議会の一般質問で学童保育所について質問をいただきましたが、常任委員会が定期的に学童保育所と協議されている情報を教育委員会として把握しきれていない部分もありましたので、学童から委員会が聞いておられる要望や協議内容の確認をさせていただいております。

以上、教育部の報告とさせていただきます。

教育長

続きまして、こども未来部長から報告をお願いします。

（こども未来部長報告）

こども未来部長

皆様、こんにちは。それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

公立の幼児施設におきましては、3月15日に修了式を行いました。コロナ対策が少し緩和された中でしたが、来賓の方はお招きをせず実施させていただきました。

こども未来部  
長

当日は、良いお天気に恵まれ、先生方や友達と園庭で話をしたり写真を撮ったり、名残惜しそうにその時間を過ごしていました。園長先生方からも子どもたちの思い出に残る良い式になったと報告をいただいたところです。

コロナ禍で園生活を過ごした子ども達ですが、マスク着用も緩和され、小学校入学後も健やかに成長し、元気に学校生活を楽しんでほしいと願っているところです。

続きまして、3月市議会定例会での代表質問、一般質問について報告をいたします。代表質問では、青山議員から「学童保育所の運営及び施設整備について」の御質問をいただきました。保育所等の入園ニーズが高まりを見せ、その延長線上で学童保育のニーズも高まっていることから、今後の施設整備等の考え方についての質問でございました。

答弁では、学童保育所のニーズは高まっていますが、今後は、学童利用者数の減少も考えられることから、既存の学童保育所を最大限活用するとともに、小学校や既存の公共施設の活用も視野に入れて対応していきたいと答弁しております。

次に、安田議員と竹内議員からは、出産子育て応援給付金と見守りおむつ宅配便について質問をいただきました。

安田議員からは、少子化が進む中で、出産子育て応援給付金制度もしっかり周知し、見守りおむつ宅配便と連携して取組むことが必要ではとの質問をいただきました。

答弁では、給付金の周知につきましては、申請漏れがないよう、対象者に個別に案内を行っていることや、産科医療機関に協力を求めて周知を行っている旨答弁いたしました。

見守りおむつ宅配便と給付金事業の連携した周知につきましては、妊娠届出の面談時に見守りおむつ宅配便の案内をし、出産後も安心して子育てしていただけるよう取組んでいる旨答弁いたしました。

竹内議員からは、見守りおむつ宅配便の制度について、出産から2歳位までがもっとも、母親が孤立しがちで支援を手厚くする必要があるため、支援を2歳までに拡大できないかとの質問をいただきました。

答弁では、1歳以降は園に就園される割合も増えてきますが、自宅で育児されている家庭については、引き続き支援が必要と考えていることから、継続的な支援ができるように検討していく旨答弁いたしました。

次に一般質問ですが、和田議員から子ども食堂について、子ども食堂をどのように捉え、市としての支援の在り方について質問をいただきました。

答弁では、子ども食堂については、地域や民間の福祉団体等により自主的な運営で展開されている地域の共助を基にした取組であり、行政支援につきましては、社会福祉協議会の支援や民間の助成制度もあるため、直接的な支援はなく、社会福祉協議会と連携を図り、国・県からの情報提供を行っている旨答弁いたしました。

以上、こども未来部の報告とさせていただきます。

教育長

ただ今、報告のありました件につきまして御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問なし)

教育長

続きまして、「2議案」に移ります。本日10議案ありますので、議案説明につきましては簡潔にお願いします。

教育長	<p>それでは、議案第1号「東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>
管理監（教育総務担当）	<p>教育総務課から議案の説明をいたします。</p> <p>議案第1号「東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、定年引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の引用条文を改正する必要があるため本議案を提出するものです。新旧対照表を御覧ください。</p> <p>東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての第2条の（定義）において、「この規則において「教職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。」の引用条文である地方公務員法第28条の5第1項（定年前再任用短時間勤務職員）を第22条の4第1項（定年退職者等の再任用）と改めます。なお、それぞれの条文は別紙に記載のとおりですので、御確認ください。</p> <p>議案第1号「東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>説明は終わりました。この件につきまして、御意見御質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>定年延長は何歳に引き上げられたのですか。</p>
管理監（教育総務担当）	<p>段階的に引き上げられるものです。</p>
教育部理事	<p>年齢で言いますと、昭和38年度生まれの者は一年定年が延びる。昭和39年度生まれの者は二年延びる。以後年を追うごとに一年ずつ延びていき、最終的に65歳まで延びることになります。</p>
教育長	<p>それでは、議案第1号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>（承認）</p>
教育長	<p>ありがとうございます。議案第1号「東近江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認といたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「東近江市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」、議案第3号「東近江市教育委員会保有個人情報等取扱規程の制定について」、議案第4号「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」は関連がありますので、一括して担当課から説明をお願いします。</p>

議案第2号「東近江市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定について」と議案第3号「東近江市教育委員会保有個人情報等取扱規程の制定について」は、個人情報保護制度の見直しに伴い、本市教育委員会の個人情報保護に関する事項を定める必要があるため、本議案を提出するものです。

議案第2号「東近江市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定について」は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報保護制度の見直しに伴い、令和5年3月31日をもって東近江市個人情報保護条例が廃止され、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されるとともに東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されます。

これに伴い、「東近江市個人情報保護条例施行規則」も廃止となることから、教育委員会では、この規則の例によることとしている「東近江市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則」を廃止します。また、「個人情報の保護に関する法律」と「東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、「東近江市個人情報の保護に関する法律施行細則」が公布されることから、この細則の例によることとする「東近江市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定するものです。

議案第2号「東近江市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定について」の説明は以上です。

続きまして、議案第3号「東近江市教育委員会保有個人情報等取扱規程の制定について」は、市長が保有する個人情報等の安全管理措置等について定めた「東近江市保有個人情報等取扱規程」の例によることとする規程を、教育委員会が保有する保有個人情報及び個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の保有個人情報等の安全管理のために必要な措置等について定める必要があるものです。

議案第3号「東近江市教育委員会保有個人情報等取扱規程の制定について」の説明は以上です。

議案第4号「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」は、東近江市情報公開条例施行規則の全部改正に伴い、東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の全部を改正する必要があるため、本議案を提出するものです。

議案第4号につきましても、議案第2号と第3号と同様に、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、保有個人情報の開示請求に係る手続きと公文書の公開請求に係る手続きの整合を図るため、令和4年12月議会において「東近江市情報公開条例の一部を改正する条例案」が議決され、令和5年4月1日から施行されます。

これに伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めた「東近江市情報公開条例施行規則」が全部改正となることから、教育委員会では、この規則の例によることとしている「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則」を全部改正後の「東近江市情報公開条例施行規則」の例によることとする「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則」に改めるものです。

議案第4号「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」の説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

各委員

(意見、質問なし)

教育長

それでは、議案第2号、第3号、第4号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(承認)

教育長

ありがとうございます。議案第2号「東近江市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定について」、議案第3号「東近江市教育委員会保有個人情報等取扱規程の制定について」、議案第4号「東近江市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第5号「東近江市小中学校事務の共同実施に関する規則の制定について」、議案第6号「東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「東近江市小中学校事務支援センター要綱の一部を改正する訓令の制定について」、議案第8号「東近江市学校事務共同実施推進協議会要綱の一部を改正する訓令の制定について」は関連がありますので、一括して担当課から説明をお願いします。

学校教育課参事

議案第5号「東近江市立小中学校事務の共同実施に関する規則の制定について」審議をお願いいたします。

まず、本規則の制定を審議いただく理由について説明いたします。

令和3年度まで、東近江市での学校の事務業務は、資料1にあるように八日市南小学校に設置している「学校事務支援センター」を中心として、諸手当認定審査部会や学校徴収金部会などの「課題別部会」と八日市地域部会や愛東・湖東地域部会、五個荘・能登川地域部会、永源寺・蒲生地域部会の「地域部会」を設置し、各学校の事務職員が各々の部会に属して業務を行ってきました。

本年度は、資料2のように「地域部会」に一本化し、各地域部会で諸手当認定審査などの業務を行いました。

先の定例教育委員会で承認をいただきましたように、本年度、市立五個荘中学校に事務支援センター北部分室が設置され、令和5年度より、議案第5号の4ページ目、別表第1にありますように南部ブロックと北部ブロックに分かれて共同して事務業務を行うことが可能となり、地域部会での業務を、資料3のように共同事務室として令和5年度から実施します。

法的には、学校事務職員については、平成29年3月に学校教育法が一部改正され、別紙1のように、従来の「事務職員は事務に従事する」から「事務職員は事務をつかさどる」に改正されました。その中で、学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画すること。また、この改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めることと明記されています。

さらに、別紙2のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「共同学校事務室」を制度化し、共同学校事務室の組織や所掌事務、室長の職務内容等を明記し、共同実施をより組織化し、事務職員の役割を明示することで事務職員の学校運営への積極的

**学校教育課参事**

な参画を促し、学校の運営体制を強化させることで事務の効率化などを推進することになりました。

これを受けて、事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めることと明記されていることから本議案を提出したものであります。

次に、議案第6号から議案第8号について審議をお願いいたします。

議案第5号を制定することにより、議案6号学校管理規則の一部、議案7号東近江市小中学校事務支援センター要綱、議案8号東近江市学校事務共同実施推進協議会要綱を改正する必要が生じます。議案6号では、中段の第18条の2中にある「学校事務共同実施組織」を共同事務室を設置することにより、「学校事務共同実施組織としての共同事務室」に改めます。

議案第7号では、「事務共同実施組織内」を「共同学校事務室内」に改め、記載の事項を追加及び削除します。

また、議案第8号では、主に「共同実施組織」を「学校事務共同実施組織」に改めます。

以上で、議案第5号から議案第8号までの説明を終わらせていただきます。

審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**教育長**

説明は終わりました。この件につきまして、御意見御質問はございませんか。

学校事務については各学校に事務員を一人ずつ置いています。事務の適正化と効率化を目的に共同実施という形で進めてきましたが、それをさらに一歩進めようということでこのような形が取られるようになったと御理解いただければいいかと思えます。

東近江市はこの共同実施については県内でも先頭を走っている形です。

31校ありますが、それぞれ事務員が研修しながらかなり能力的なものは高まっており、県内を引っ張っている組織だと自負しております。より一層事務の効率化と事務能力の向上に資するものになるかと思っておりますので、御理解をお願いします。

それでは、議案第5号、第6号、第7号、第8号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

**各委員**

(承認)

**教育長**

ありがとうございます。議案第5号「東近江市小中学校事務の共同実施に関する規則の制定について」、議案第6号「東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「東近江市小中学校事務支援センター要綱の一部を改正する訓令の制定について」、議案第8号「東近江市学校事務共同実施推進協議会要綱の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第9号「東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。

**指導主事**

学校教育課の安本です。それでは議案の説明をいたします。議案第9号「東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」は部活動指導員の報酬を変更するにあたり一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。部活動



指導主事	指導員の報酬については、会計年度任用職員の給与体系に合わせる必要があるため改正を行うものです。新旧対照表を御覧ください。現行の第7条に部活動指導員の報酬は勤務一時間につき1,596円とするとしていますが、教育職給与等決定基準表の1級55号給とするに改めるものです。説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。
教育長	説明は終わりました。管理監から補足説明をお願いできますか。
管理監（教育総務担当）	この要綱ができた時には、部活動指導員については県の補助対象金額が1,600円となっておりましたので、教育職給与等決定基準表の1級55号給の1,596円と定めていましたが、給料表が改定の度に給料の金額を改正することになりますので、教育職給与等決定基準表の1級55号給に定めようと決めさせていただきましたので、今回この議案を提出いたしました。
沖田委員	質問よろしいですか。勤務時間一時間につき1,596円より高くなるのですか。
管理監（教育総務担当）	はい、高くなります。
山本委員	1級55号給というのは月額どうなるのですか。
管理監（教育総務担当）	本来給料表は月額になっているのですが、時間給に割り戻して計算をした額を設定しており、当時は1,596円でしたが令和5年度は1,616円となっています。
教育長	それでは、議案第9号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(承認)
教育長	<p>ありがとうございます。議案第9号「東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり承認といたします。</p> <p>続きまして、議案第10号「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について」担当課から説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>議案第10号「東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」、説明します。社会教育法第9条の7第1項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第4条の規定に基づき、推進員の委嘱をするものです。推進員は、地域学校協働活動の総合的な調整役で、学校と学校支援ボランティア等をつなぐことが主な役割となります。</p> <p>令和5年度に委嘱する方々は、資料のとおりで、各学校長から推薦していただいております。このうち、令和5年度から新しく委嘱する方は、八日市北小学校の奥伊佐雄さんです。建部地区まちづくり協議会副会長で河辺いきもの森の保全活動にも従事しておられます。</p> <p>布引小学校の村田清蔵さんです。村田さんは、地域のことに大変詳しく、多くの人材を知っておられる方です。</p>

生涯学習課長	能登川南小学校の日夏 正昭さんです。今年度まで能登川南小学校で教員や講師として勤められ、本事業の趣旨をよく理解されています。地域のこともよく知り、つながりもあることから推薦していただきました。以上3名の方が新規の推進員です。なお、全員で29名になりますが、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。説明は以上です。御審議よろしくお願ひします。
教育長	説明は終わりました。この件につきまして、御意見御質問はございませんか。
山本委員	設置できていないところはありませんか。
生涯学習課長	はい、全校にいてくださいますして、五個荘小学校は2名体制です。あと小中学校を兼ねていただいている方がおられますので学校の数で言いますと31校ですが、推進員の数は29名ということになります。
教育長	推進員が見つかりにくくなっているということは聞いていませんか。
生涯学習課長	年々、選んでいただくのに学校では苦勞していることは少し聞いておりますが、何とか推薦していただいています。
教育長	年齢的にも徐々に上がってきている感じはします。 それでは、議案第10号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(承認)
教育長	ありがとうございます。議案第10号「東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は原案どおり承認といたします。 続きまして、「3協議事項」「令和5年度東近江市教育行政基本方針(案)について」教育総務課から説明をお願いします。
管理監(教育総務担当)	令和5年度東近江市教育行政基本方針(案)について、説明をいたします。教育委員の皆様にはお手元に冊子をお配りしております。教育行政基本方針につきましては、令和4年に作成しました、第2期東近江市教育振興基本計画の基本方針及び推進施策を総合的かつ体系的に実施するため毎年度、推進すべき具体的な内容を定めて作成しています。今年度も各担当に修正をかけていただき、令和5年度の基本方針を作成しております。内容について多くありますので、本日はお持ち帰りいただき御確認をお願いします。なお、3月29日(水)までに御意見、御質問がある場合は事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願ひします。基本的に17ページまでは前文を除きまして昨年と比べて大きく変更はありません。18ページから22ページの内容を御確認いただき、修正等ありましたら御連絡をお願いします。 最終的に4月3日開催予定の第3回臨時会において了承いただき決定とする予定をしております。御協力をよろしくお願ひします。

教育長	説明は終わりました。この件につきまして、今の段階で御質問はございませんか。
山本委員	市長部局の分も言っているのですか。
管理監（教育総務担当）	はい、事業の概要に記載している分については結構です。
山本委員	ほとんど現状維持の中で、拡大というのが少し目につきますので質問ですが、生涯学習課の地域力強化事業の予算については 80 万円ほど増えていますが、拡大と言うとかなり力が入っているのかなと思いますが、家庭教育支援の事業も今年度から始まって成果を出していただいています、先ほどあった地域学校協働活動推進員もなかなか見つからないという中で、拡大というのはどういうことかお聞かせいただければと思います。このような見通しで令和 5 年度は取り組んでいくという意気込みをお聞かせください。
生涯学習課長	地域力強化事業の中では、地域学校協働活動事業、家庭教育支援事業ともう一つプレスクール事業が新規として入っております。これは外国籍の子どもたちが小学校へ入る前、一年生になる前に学校の生活に慣れてもらおうということで三箇月間、毎日ではないのですが、予定では 11 回程度プレスクールといった教室を実施しようということで新規事業が入っておりますので、その分の予算が少し増えております。家庭教育支援事業につきましては、今配置の支援員に加え、もう少し支援員を置くという学校があった場合でも対応できるよう、人員配置の分として予算を計上しておりますので、その分が増額ということで、事業の方向性はプレスクール事業も含めまして拡大としております。
教育長	よろしいでしょうか
山本委員	はい、わかりました。
青地委員	やはり拡大の事業が気になるのですが、文化財の関係で史跡等管理運営事業がかなり予算が増えているのですが、どのような理由でそうなっているのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。
事務局	内容については担当課に確認しておりますが、本日は担当が出席しておりませんので、申し訳ありませんが、担当課に確認しましてあらためて御報告させていただきたいと思ます。
青地委員	この事業に関して、かなり予算が増えていましたので聞かせていただきました。また、よろしくをお願いします。
山本委員	もう一つよろしいですか、小学校、中学校の体験活動等支援事業ですが、コロナの影響であまりこのような事業ができていなかったのも、令和 5 年度は増えるかなと思っていたのですが、予算が小学校、中学校共に減っているのですが、理由は何かあるのですか。

管理監（校務支援担当）	今まではコロナ禍で体験活動をするためのバスの増便分につきまして補助を出していましたが、令和5年度からはバスの増便分が無くなりますので減額となっております。
山本委員	はい、わかりました。
管理監（教育総務担当）	本来の額に戻ったということです。
教育長	よろしいでしょうか。それでは持ち帰りいただいて、内容について御意見等ございましたら3月29日（水）までに事務局まで御連絡いただきますよう、よろしく申し上げます。
教育長	それでは、続きまして、「4報告事項」に移ります。 3月16日に行われました「福祉教育こども常任委員会の報告について」、まずは教育部からお願いします。
生涯学習課長	子ども読書活動推進計画の第4次計画（案）につきまして、3月16日の福祉教育こども常任委員会で報告をさせていただきました。これにつきましては、1月30日の第1回教育委員会定例会で報告させていただいた内容と同じことを常任委員会で報告いたしました。 内容が重複しますので、本日は説明を省略させていただきます。同じ内容の報告をしましたので本日は資料も添付しておりませんが、よろしく申し上げます。
教育長	続いての学童保育所については、先ほど部長から報告がありましたように委員会で意見交換をさせていただきましたので、御理解をよろしく申し上げます。 ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
各委員	（意見、質問なし）
教育長	続きまして、こども未来部から報告をお願いします。
こども政策課長	こども政策課の小椋です。よろしくお願いいたします。 今回、第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画（中間年の見直し）を策定しましたので御報告いたします。お手元の資料の1ページを御覧ください。 本計画の中間年の見直しにつきましては、令和2年3月に、令和2年度から6年度までの5年間を一期として策定した第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画について、その後の人口推移やニーズの変化等を踏まえ、中間年度である今年度に、当初計画の残りの2年間、令和5年度及び6年度の事業についての量の見込みと確保方策という需要量と供給量の数値の見直しを行ったものです。 1月の定例会で御説明をいたしましたが、その後、子ども・子育て会議や県との協議、庁内の意見集約なども終え、一部数値の修正、さらには表のレイアウトも含めた見直しを行っております。1ページの下の囲みの中の「計画の見直し内容について」の部分を御覧いただ

こども政策課長	<p>きたいのですが、当初計画書における「量の見込みと確保方策」の表において、令和2年度から4年度までの欄については当初計画の数値のままとし、令和5年度及び6年度の欄については上段に見直し後の数値を、下段の（ ）カッコ内には当初計画の数値を示し、当初計画から数値を変更した箇所には下線を引く形に変更しておりますのでよろしくお願ひします。報告は以上です。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。続きまして子育て支援センターからお願いします。</p>
子育て支援センター所長	<p>子育て支援センター西澤です。よろしくお願ひします。</p> <p>乳児おむつ等支給事業(見守りおむつ宅配便)の事業者の決定について御報告いたします。事業内容は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、核家族化や地域とのつながりの希薄化による孤立を防ぐため、宅配によるおむつ等の支給に併せ、乳児とその家庭の見守りを行うものです。支給対象者は、東近江市に住民登録がある1歳未満の乳児を養育する世帯です。履行期間は契約締結日から令和7年3月31日までの2年間です。</p> <p>選定方法は公募型プロポーザル、募集期間は令和5年1月18日から2月3日まで行いました。選考審査日は、令和5年2月14日、応募は生活協同組合コープしが1社でした。</p> <p>審査委員会の結果、合格点を上回っており、円滑に事業委託できると考え、生活協同組合コープしがに決定いたしました。以上です。</p>
教育長	<p>続いて幼児施設課よろしくお願ひします。</p>
幼児施設課長	<p>幼児施設課の村田です。よろしくお願ひします。</p> <p>市立ちどり幼児園整備工事の進捗状況につきまして、報告いたしました。</p> <p>資料は、A4、2枚になります。2月末時点の進捗状況になりますが、建築工事につきましては、内装工事、外構工事などを行いました。進捗率は93.69パーセントです。</p> <p>機械設備工事につきましては、給水設備、排水設備工事などを行いました。進捗率は92.41パーセントです。</p> <p>電気設備工事につきましては、通信設備、監視カメラ設備工事などを行いました。進捗率は94パーセントです。</p> <p>建築、機械設備、電気設備の各工事は、引き続き、外構工事や塗装工事、また、機器や器具の取り付けなどを施工し、昨日3月22日に完了検査を行いました。</p> <p>なお、機械設備、電気設備工事におきましては、運営上、既設機器の不具合による交換、機器の移設や増設などにより、機械設備工事は、366万6,300万円の増額で、変更後の契約額は4,953万6,300円に、電気設備工事は、491万400円の増額で、変更後の契約額は4,489万5,400円になりました。</p> <p>2枚目につけております資料につきましては、2月末時点の状況写真になります。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について御意見、御質問等はありませんか。</p>
山本委員	<p>おむつ宅配便ですが、2年委託期間ですけど、この事業はいつから始まっているのですか。</p>

子育て支援センター所長	平成 28 年から始まっております。
山本委員	いつもこの企画書提案でされて応募は 1 社という状況ですか。
子育て支援センター所長	二年に一回させていただいていますが、いつも一者です。プロポーザルをしたのは一番最初と今回の二回です。それ以外は入札でさせていただきました。
山本委員	それはずっと一者、コープしがということですか。
子育て支援センター所長	はい、コープしが一者です。
教育長	この事業名は正式には、乳児おむつ等支給事業で見守りおむつ宅配便は俗称ですか。
子育て支援センター所長	はい、そうです。
山本委員	これは補助金事業ですか・
子育て支援センター所長	はい、そうです。
山本委員	この事業は、県下どこでもやっているのですか。
子育て支援センター所長	はい、県下では東近江市と甲賀市と甲良町の三市町です。
教育長	明石市も実施されて、先進事例は東近江市ですと言っていて非常に大きく PR していただきました。
教育長	幼児施設ですが、監視カメラは全園付いているのですか。
幼児施設課長	監視カメラは全園設置しております。
教育長	その他ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、令和 4 年度東近江市教育委員会感謝状の贈呈について、教育総務課から報告をお願いします。
管理監（教育総務担当）	令和 5 年 2 月 27 日に開催されました第 2 回教育委員会定例会において、令和 4 年度東近江市教育委員会感謝状贈呈者の決定をさせていただいたところですが、決定させていただい

管理監（教育総務担当）	た中に誤りがございましたので、今回訂正をさせていただきます。概要につきましては図書館から報告をしていただきます。
八日市図書館長	<p>今ほど、教育総務課の中西管理監より報告いただきました令和4年度東近江市教育委員会感謝状の贈呈について、図書館が作成した推薦者名簿の内容の一部に誤りがありましたのでその詳細についてご報告申し上げます。</p> <p>今後は、複数名での確認（ダブルチェック）を確実にを行うことを徹底するとともに、個人情報取り扱いについて、より一層細心の注意を払い、業務に臨むことで、このようなことが二度と無いよう徹底いたします。誠に申し訳ありませんでした。</p>
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
各委員	（意見、質問なし）
教育長	続きまして、令和5年度入園式について幼児課から報告をお願いします。
管理監（幼児担当）	<p>幼児課の坂田でございます。</p> <p>公立の幼児施設につきまして、修了式を3月15日に来賓等をお招きせずに行いました。来年度の入園式からは、来賓をお招きして行う予定をしています。</p> <p>公立の認定こども園は4月7日、幼稚園は4月11日に予定しております。</p> <p>民間園につきましては、実施されない園もございます。</p> <p>各園から、御依頼があったと思います。大変お忙しい中すみませんが、御出席の程よろしく申し上げます。</p>
教育長	続きまして、「5その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究所・・・教育研究所だより【No.234】</li> <li>○生涯学習課・・・報告事項（事業報告、事業計画）</li> <li>○図書館・・・報告事項（報告事項、事業計画）</li> </ul>
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
各課報告	（特になし）
教育長	<p>それでは、よろしいでしょうか。次回ですが、第3回臨時会を4月3日（月）赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター多目的研修室」で開催しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>第4回定例会につきましては、4月24日（月）午前10時15分から、「市役所東庁舎東A会議室」で開催します。第5回定例会の日程調整を行います。5月24日（水）の午後、29日（月）の午後のどちらかで開催したいと考えていますが、委員の皆様の御都合はいかがでしょう。</p>

各委員

(日程調整)

教育長

第5回定例会の日程につきましては、あらためて事務局から連絡いたします。  
以上で、全ての案件、報告等が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

各委員

(特になし)

教育長

以上をもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

会議終了

午後2時50分

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---

教 育 長

---